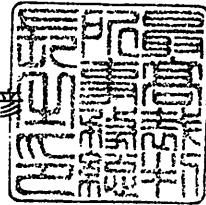


平成31年3月11日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

3月11日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、第72期司法修習生採用選考申込者の性別、実務修習地、組、出席番号、修習班等は個人識別情報ではないといえるとし、また、本件対象文書以外の文書が存在する旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

ア 72期司法修習予定者の実務修習地を決定する際に作成した文書（72期司法修習予定者から提出された文書は除く。）

イ 72期司法修習予定者の実務修習地の決定に関与した職員の氏名が分かる文書（決裁文書を含む。）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、2月4日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 文書の整理について

申出アの文書については、第72期司法修習について司法修習予定者ごとの実務修習地を決定する際に作成した文書、つまり、個別の司法修習採用選考申込者と実務修習地を関連付ける内容の文書と整理した。

以上を踏まえると、苦情申出人が本件開示申出に係る文書とする「組の数を決めた上で、京都修習と大津修習と一緒にしたり、神戸修習と奈良修習と一緒にしたりすることを決定した際の文書」は対象文書に相当しない。

イ 開示対象文書の作成過程について

司法研修所では、司法修習採用選考申込者ごとの実務修習地について、実務修習希望地調査書に記載された希望修習地及びその順位、各人の健康状態、家族状況等の諸般の事情を考慮して検討・調整を行った上で、「第72期司法修習生採用選考申込者の氏名、生年月日、性別、実務修習地、組、出席番号、修習班等が記載された名簿」（以下「本件名簿」という。）を作成して決定している。個々の検討・調整については、その後も変更が重ねられていく流動的なものに過ぎず、個別に文書を作成する必要はないため、本件名簿以外の文書は作成又は取得していない。

なお、司法修習採用選考申込者の実務修習地を決定し、本件名簿を作成する段階で会議は開催していない。

ウ 不開示部分について

本件名簿に記載されている司法修習採用選考申込者の性別、実務修習地、組、出席番号、修習班等は、同申込者の氏名及び生年月日と一体として個人識別情報に相当する。

エ よって、原判断は相当である。